

ケアマネだより



社協理念:あたたかい手 やさしい心で つなげよう福祉の輪

経営方針:おもいやりと 笑顔の介護で 地域福祉を支えます

厳しい冬が終わりを迎え、花の便りが聞かれるころになりました。今回のおたよりで魚沼市の高齢者向け福祉サービスや地域にある介護施設の体制変更についてお知らせします。

魚沼市の高齢者向け福祉サービスの一部をご紹介します

高齢者福祉タクシー券

- ①～③の要件をすべて満たす人
- ①おおむね 65 歳以上の高齢者
- ②市民税が非課税の世帯または市民税均等割のみ課税されている世帯
- ③介護保険制度の要介護認定が「要支援 2 以上」の人、または身体的理由により公共交通機関を利用することが困難な人



【給付・助成内容】

■交付枚数

1 枚 100 円のタクシー券を最大 120 枚交付 (申請月から 1 ヶ月当たり 10 枚)。ただし守門・入広瀬地域の利用者に限っては最大 180 枚交付 (申請月から 1 ヶ月あたり 15 枚)。

■利用可能範囲

魚沼市・南魚沼市・小千谷市のタクシー会社、市内乗合タクシー、魚沼市福祉有償運送事業者

※1 回の乗車につき何枚でも利用可

- 交付を希望する人は、毎年度申請手続きが必要です。
- 申請月で交付枚数が異なるので、早めに申請が必要です。

家族介護継続支援事業（オムツ券）

- ◎利用対象となる方は在宅で紙おむつ等を必要としている 65 歳以上で要支援 1 以上の次の人
- ・要介護 3 以上の方
 - ・高齢者世帯に属する方
 - ・身体障害者手帳 1.2 級所持者
 - ・生活保護世帯に属する方



【給付・助成内容】

要介護 4 以上の市民税非課税世帯は、500 円の給付券を月 12 枚、それ以外は月 6 枚交付

※令和 3 年度に交付されたオムツ券は令和 4 年 3 月 31 日までが使用期限です。令和 4 年 4 月 1 日以降は使用できなくなりますのでご注意ください。残った分は社協各支所または魚沼市介護福祉課 高齢福祉係へ返却をお願いします。

給付や助成については魚沼市へ申請が必要になります。また、条件等により対象外になる場合があります。魚沼市の市報やホームページに掲載されています。

お問い合わせ先:市民福祉部 介護福祉課 792-9755

令和 4 年 4 月 1 日から市内介護老人福祉施設定員増床に伴い、ショートステイの利用がご希望に添えない可能性があります。

詳細については担当ケアマネージャーにご相談下さい。



当事業所にもお雛様がやってきました。

季節の物があると華やかになりますね！

皆さんにも気持ちのいい春が訪れますように！

うえーらい